

盛岡市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 29 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛教学務第 271 号
平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 教育委員会事務局学務教職員課）
 - (1) 就学援助費の支給に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 算定方法を誤っているもの
 - イ 返納に係る債権管理の手続きが行われていないもの
 - (2) 補助金の交付に当たり、全額前金払いした補助金の精算及び履行確認が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (3) 業務委託契約に当たり、仕様書に定める報告すべき書面が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (4) 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 不備のある見積書を徴取しているもの
 - イ 支出負担行為兼支出命令書によることができない金額の物品を購入しているもの
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - ア 指摘事項（1）アについて
就学援助費の支給に当たり、支給漏れについては、平成 30 年 2 月に追給を行ったほか、過大に支給した分については、年度内を目処に返納を受けることとする。また、要綱・要領に基づいた適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項（１）イについて

就学援助費の返納に係る債権管理に当たり、管理に必要な帳票を整備するとともに、財務規則に則った適切な債権管理を行うよう、課内研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項（２）について

補助金の精算及び履行確認に当たり、補助金交付団体から関係書類を徴し、精算及び履行確認を行い、補助金の使途及び事業内容が適正であることを確認した。また、関連例規に基づいた精算及び履行確認の徹底を図るよう、課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項（３）について

業務委託契約に当たり、仕様書に基づく必要書類の收受確認を適正に行うよう、課員に指導及び周知をした。

オ 指摘事項（４）アについて

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

カ 指摘事項（４）イについて

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）アについて

原因は、就学援助費の対象となる費目の認識誤りによるものである。

今後は、支給対象費目や誤りやすい費目など、より明確に認識できる一覧等を作成し、複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（１）イについて

原因は、債権管理に関する帳票等の整備や手続きについての認識が不足していたことによるものである。

今後は、債権管理のあり方を整理し、整備した帳票を使用して適切な債権管理を行うとともに、複数職員での二重チェックを強化し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）について

原因は、補助金交付に係る事務履行についての認識及び確認の不足によるものである。

今後は、補助金の精算及び履行確認に当たり、関係例規に基づく適正な事務を行うよう、複数職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 指摘事項（３）について

原因は、仕様書の認識及び確認の不足によるものである。

今後は、委託仕様書に定める書類の收受を確実に行うとともに、仕様書の記載事項の留意を図り、複数職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。

オ 指摘事項（４）アについて

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数職員による係内でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

カ 指摘事項（４）イについて

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、財務規則に則った適正な事務を執行するよう、複数職員による係内でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

29 盛学教第 517 号
平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 教育委員会事務局 学校教育課）
全額前金払いした業務委託契約の完了確認に当たり、検査調書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - （1）措置の内容
業務委託契約の完了確認に当たり、全額前金払いした委託料についても、財務規則に基づき検査調書を作成するよう、職場研修で周知徹底した。
 - （2）原因及び再発防止策の内容
原因は、完了届の内容確認をもって検査を完了しているものと誤認していたことによるものである。
今後は、盛岡市財務規則に基づき検査調書を作成するとともに、決裁経由者のチェックを確実にし、再発防止に努める。

29 盛教歴第 286 号
平成 30 年 2 月 19 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会事務局歴史文化課）

（1）補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 補助金交付要領が定められていないもの

イ 全額前金払いした補助金の履行に当たり、検査調書の作成が行われていないもの

（2）寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁及び合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

ア 指摘事項（1）アについて

補助金の交付に当たり、当該補助金交付要領を定めるほか、「盛岡市補助金交付規則の施行等について」に基づき適正に事務を執行するよう、今後の事務執行体制及び相互チェック体制について、課内研修会で周知徹底した。

イ 指摘事項（1）イについて

補助金の履行確認に当たり、財務規則に基づく検査調書の作成について、適正に事務を執行するよう指導するとともに、今後の事務執行体制及び相互チェック

体制について、課内研修会で周知徹底した。

ウ 指摘事項（２）について

寄附の受領に当たり「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」に基づき、適正に事務を執行するよう指導するとともに、今後の事務執行体制及び相互チェック体制について、課内研修会で周知徹底した。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）アについて

原因は、補助金交付事務について、決裁経由者及び担当者の認識が不足していたことによるものである。

今後は複数の職員による書類の確認や、決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。

イ 指摘事項（１）イについて

原因は、精算書の内容確認をもって検査完了していると誤認していたことによるものである。

今後は、財務規則に基づく検査調書の作成について、複数の職員による相互確認の徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項（２）について

原因は、市長の権限に属する事務執行についての認識が不足していたことによるものである。

今後は、複数の職員による確認及び決裁経由者による確認を徹底し、再発防止に努める。

29 盛学教第 517 号
平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育研究所）

全額前金払いした業務委託契約の完了確認に当たり、検査調書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約の完了確認に当たり、全額前金払いした委託料についても、財務規則に基づき検査調書を作成するよう、職場研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、完了届の内容確認をもって検査を完了しているものと誤認していたことによるものである。

今後は、盛岡市財務規則に基づき検査調書を作成するとともに、決裁経由者のチェックを確実にを行い、再発防止に努める。

29 盛教松公 第5号
平成30年3月24日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年1月30日付け29盛監第58号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（松園地区公民館）

(1) 全額前金払いした業務委託契約の完了確認に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- ア 完了確認が行われていないもの
- イ 年度内に事業報告書が提出されていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 指摘事項(1)アについて
業務委託の完了確認に当たり、委託契約約定の規定に基づき、完了検査について適正な事務を執行するよう、館内研修で職員に周知徹底した。
- イ 指摘事項(2)イについて
業務委託契約に係る事業報告書の提出について、契約期間終了時、遅滞なく発注者に提出するよう、受託者に指示するとともに、適正な事務処理の執行について館内研修で職員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

- ア 指摘事項(1)アについて

原因は、全額前払いしたことで精算が発生しないことから完了確認が不要であると誤認していたことによるものである。

今後は、業務委託事務全体について整理票を作成し、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、契約期間終了時点での事業報告書の徴取について、認識が不足していたことによるものである。

今後は、業務委託事務全体について整理票を作成し、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで、再発を防止する。

29 盛教玉公第 6 号
平成 30 年 3 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山地区公民館 ）

業務委託契約に当たり、仕様書に定める作業予定表が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、受託者から仕様書に定める作業予定表を徴取した。また、仕様書の内容や契約事務の注意点等について、職場研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、契約事務に対する認識不足と、チェック体制不足によるものである。

今後は、定期的に職場内研修を実施し、契約事務への認識を深めるとともに、職員相互のチェック体制を強化して再発防止に努める。

29 盛教少第 6 号

平成 30 年 3 月 28 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（区界高原少年自然の家）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管することについて課内研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

29 盛 遺 第 187 号
平成 30 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 地 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 1 月 30 日付け 29 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育委員会 遺跡の学び館）

物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 不備のある見積書を徴取しているもの
- (2) 完結文書に見積書を保管していないもの
- (3) 支出負担行為件支出命令書によることができない金額の物品を購入しているもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について館内研修で周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

物品の購入に当たり、担当職員に対し、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管するよう指導するとともに、館内研修を実施し周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

物品の購入に当たり、担当職員に対し、財務規則の規定に基づく適正な会計処理について指導するとともに、館内研修を実施し、適正な事務処理となるよう周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、職員の会計処理の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規定に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、財務規則についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規定に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。